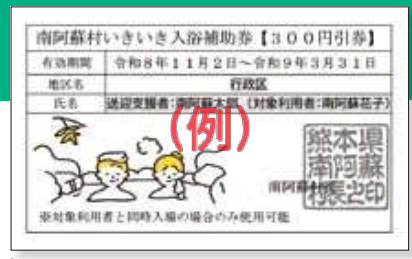


温泉への送迎にご協力いただく皆さんへ 送迎支援者にも補助券を交付します！

－南阿蘇村いきいき入浴補助券－

〈問い合わせ〉福祉課 高齢者支援係 ☎0967(67)2705



家族や親族、近隣住民などによる送迎を促進し、移動手段を持たない高齢者の外出機会の確保と、健康増進・介護予防を推進するため、いきいき入浴補助券の利用対象者を温泉施設まで送迎する人にも、入浴補助を行います。詳しくは村ホームページをご確認ください。

■対象者 次のすべてに該当する人が対象です。

- 18歳以上で、村内に住所を持つ人
- いきいき入浴補助券の交付を受けていない人
- いきいき入浴補助券の利用対象者を温泉施設まで送迎する人
- ※家族や親族に限らず、近隣住民なども対象となります。

■補助額・交付枚数

お1人につき **300円**
※1カ月あたり5枚×(申請月～3月までの月数)

■利用開始日

11月2日(月)



■申請から利用まで

- (1) **申請・補助券交付** 申請書と送迎支援者の本人確認書類を福祉課窓口へ提出してください。
送迎支援者用補助券を交付します。
※券面には「送迎支援者」と「利用対象者」の氏名を記載します。
※申請は1年度につき1回までです。
- (2) **温泉施設の利用** 利用対象者と送迎支援者が一緒に来場し、それぞれの補助券を受付に提出してください。
それぞれ300円の割引を受けられます。

■注意事項

- 利用対象者と送迎支援者は、温泉で一緒に受け付けする必要があります。
- 送迎支援者用温泉補助券のみで利用することはできません。
- 補助券の譲渡・貸与はできません。
- 補助券を紛失・盗難された場合、再発行はできません。



村HP

カスタマーハラスメント防止にご協力ください

〈問い合わせ〉総務課 総務係 ☎0967(67)1111



村では、村民の皆さんに安心して行政サービスをご利用いただけるよう、丁寧で公正な対応に努めています。

一方で、窓口や電話などで、大声・暴言・威圧的な言動、長時間の拘束、不当な要求など、職員の安全や健康を損なう行為が発生しています。

これらは「カスタマーハラスメント」(カスハラ)に該当し、行政サービスの提供に重大な支障を

与える行為です。

村では、関係法令および国の指針に基づき、職員の安全を守るため、悪質な行為には対応をお断りするなど、必要に応じて警察へ通報する場合があります。

村民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。